

・もくじ・

笠原町長挨拶	1頁
狩太町農業まつり	1
前町長退任挨拶	2
町議会	2
インフルエンザ 予防接種	3
火災予防条例	4.5.6

広報かりぶと

狩太町の
→世帯と人口←10月31日現在住民登録用
世帯数 1,365
総人口 8,076
男 3,900
女 4,176笠原新町長は
十一月三日
に就任致しましたごあいさつ
狩太町長 笠原 庄次

この度の町長任期満了による選挙に当り無投票当選の結果となりまして、十一月三日から公選三代目の町長に就任致しました。私の職分であります町民全体の福利、幸福利益の増進することに責任をもつて、情熱を傾けて努力致したい所存で御座います。何卒皆様方の心からの御支援と御鞭撻をお願い申上げます。

(1) 研究発表	水稻の部	水稻優良品種に対する考察	桂村米松	町では、農業構造改善推進のため、広く全町の農業者を行なうことになりましたので、多数参加されるよう望んでおります。
(2) 体験発表	畑作の部	馬鈴薯の優良品種に対する考察	高田一郎	一、期日 昭和三十七年十二月一日(土曜日)
(3) 報告	畜産の部	飼料作物の肥料試験について	北栄敏則	二、場所 狩太高等学校
(4) 分科討論会	八雲町酪農家実習から	東山農事研究会 千葉二郎	馬鈴薯の同価試験について	三、実施内容
(5) 総合討議	全国青年道外研修及び 新得方面視察から	宮田四Hクラブ 三橋サチ子	桂村米松	(1) 研究発表
日程	全国青少年技術交換大会から	宮田四Hクラブ 三橋サチ子	高田一郎	(2) 体験発表
閉鎖分科討議会	狩太連合青年団 高木トシ子	千葉二郎	北栄敏則	(3) 報告
会員登記式議会食表式	石山弘美	二郎	高田一郎	(4) 分科討論会
六五三二〇九九、 三三〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇、 一一一一一一	宮田四Hクラブ 三橋サチ子	千葉二郎	北栄敏則	(5) 総合討議
七六五三二〇九、 〇三三〇〇〇〇三、 〇〇〇〇〇〇〇〇	石山弘美	二郎	高田一郎	部会報告

11月25日は
固定資産税3期分の
納期です。

第一回狩太町農業まつりせまる

町の日誌
(十月分)

十八七五四三二一	日日日日日日	教育委員会
十六日	農業委員会	地区労委員会
十三日	婦人長会議	共同募金委員会
十二日	農業委員会	秋季消防演習
十一日	婦人長会議	体育協会役員会
十日	農業委員会	指導部会
九日	婦人長会議	當農改善推進機構
八日	農業委員会	文化祭打合
七日	婦人長会議	臨時町議会
六日	農業委員会	選舉管理委員会
五日	農業委員会	道路期成会落成式
四日	農業委員会	選舉執行
三日	農業委員会	教育委員会
二日	農業委員会	地区労委員会
一日	農業委員会	共同募金委員会

まちの条例

守太町 火災予防条例 のあらまし (その2)

去る九月五日開かれた第七回狩太町臨時議会で狩太町火災予防条例が可決されて来る十二月十日から施行されます。この条例は非常に条文が長いため前号につづいて今回は皆さんの日常生活とつながりのある第三章についてお知らせします。

沸するかまどにあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火災の発生のおそれのあるものには火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効なしやへいを設けること。

10 溶融物があふれるおそれのある構造の炉又はかまどにあつては、あふれた溶融物が着火する危険のないよう安全に誘導する装置を設けること。

11 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉又はかまどに付置する取灰入れ、灰捨場及び燃料置場については次のよること。

イ、取灰入れは、ふたのある不燃性のものを付置すること。

燃料槽の加圧は、不燃材料で造ること。
へ、燃料槽には、非常の場合において燃料の供給を断つ
有効な開閉弁を設けること。
ト、燃料槽又は配管には有効なる過装置を設けること。
チ、燃料槽を予熱する方式の炉又はかまどにあつては、燃
料槽又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに
に過度の予熱を防止する措置を講ずること。
軽油、重油、その他の液体燃料又はプロパンガス、
石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉又はかまどにあつ
ては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の
状態が確認できる構造とするとともに、配管は金属管を用
いること。

●ストーブ（移動式のものを除く）の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 壁若しくは天井又は周囲の可燃物から側方は六十cm以上、上方は一・五m以上はなして据え付けること。たゞし防火構造又はこれと同等以上の防火性能を有する壁体にし、防火距離は三十cmまで減ずることができる。
2. 特殊な構造、燃料又は使用状況により火災予防上危険と認められるストーブにあつては、鉄板その他の不燃材料で遮熱の設備をすること。たゞし、周囲の可燃物との間に火災予防上安全な空間を保有する場合はこの限りでない。
3. 鉄板製ストーブの足の高さは五cm以上とし、かつ底面に有効な遮熱の装置をすること。
4. 薪、石炭その他の固体燃料を使用するストーブについては有効な広さをもつ不燃材料で造つたきがら受けを付設すること。

前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、炉及びかまどの（2、及び9、10を除く）の規定を準用する。

●煙突及び煙道の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 煙突及び煙道は、設備又は器具に応じて適當な太さ及び高さをもたせること。
2. ほうろうびき及び金属製の煙突は、その縦目におけるくい合せを〇・八cm以上、差込みは九cm以上とするところ。
3. 陶管製煙突は、その縦目をセメントモルタル、しつくい又は粘土等でうめること。
4. 石綿製煙突は、その縦目を幅十cm以上の不燃材料で被覆すること。
5. 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
6. 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を次に基準によること。
 - イ、営業に関し、使用する火たき場等、大規模の煙突は三m以上とすること。
 - ロ、たゞし火災予防上安全な構造とした場合は、この限りでない。

7. 煙突の高さは、その先端から水平距離一m以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60cm以上高くすること。

8. 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は可燃物から30cm（ボイラ、ストーブ、炉又はかまどの火床から一・八m以内にある部分は四十五cm）以上はなすこと。
たゞし厚さ10cm以上の金属以外の不燃材料で被覆するか又はこれと同等以上の効力ある装置をし、火災予防上支障のない場合は、この限りでない。

9. 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は、小屋裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆しかつ周囲を点検できる空間を設けること。

10. 可燃性の壁、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはじめこみ、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
11. 眼鏡石は壁体等の厚さ以上とし、かつ穴の外周から壁体等までの幅は、煙突の内径が十三・七cm以下の場合は十cm以上、十三・七cmをこえる場合は煙突の内径以上とすること。たゞし、ボイラ、ストーブ、炉又はかまどの火床から一・八m以内の部分に設ける場合は、煙突の内径の一・五倍以上とする。

前項に規定するもののほか、煙突及び煙道の位置、構造及び管理の基準については炉及びかまどの位置等の基準³4、7、8並びに管理の基準の1、2の規定を準用する。

● 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 背面及び側面と壁等との間に十cm以上の間隔を保つこと。たゞし壁等が耐火構造の場合にあつてこの限りでない。

2. 厚さ二十cm以上の鉄筋コンクリート造、又は厚さが二十五cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ背面の状況を点検することができる構造とすること。

3. ペチカ及びオンドルは、火床から一・八m以内の可燃物に接する部分は厚さ二十cm以上の金属以外の不燃材料の基準（1、2、6及び8から10まで並びに炉及びかまど）で造ること。

前項に規定するもののほか、壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置構造及び管理の基準については炉及びかまど³の規定を準用する。

●乾燥設備の位置及び構造の基準は次のとおりとする

1. 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
2. 室内の温度が上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置及び管理の基準については炉又はかまどの位置等の基準（2及び9から10号までを除く）の規定を準用する。
- ガス湯沸設備の位置及び構造の基準は、次のとおりとする

 1. 天井、上方のたな等の可燃性の部分から六十cm以上の距離を保つこと。ただし、これらの部分から十五cm以上離れた不燃性の天蓋及び屋外に通する排気筒を設けたときは、この限りでない。
 2. 壁、柱等の可燃性の部分に取り付けるものにあつては、ガス湯沸設備と取付面との間に四・五cm以上の距離を保つこと。
 3. ガス湯沸設備から十五cm以内の距離にある壁、柱等可燃性の部分は、石綿板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆すること。
前項に規定するもののほか、ガス湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、炉及びかまどの位置等の基準の3、4、6から8まで及び管理の基準2の規定を準用する。

- 掘ごたつ及びいろりについて

 1. 堀ごたつの火床又は、いろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。
 2. 堀ごたつ及びいろりの管理の基準については、炉及びかまどの管理の1及び4の規定を準用する。

- グラビヤ印刷機、コムプレンジャー、起毛機、反毛機、その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理の基準は次のとおりとする。

 1. 壁、天井（天井のない場合においては屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は不燃材料とした室内に設けること。
 2. 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有效地に除去する措置を講ずること。
 3. 可燃性の蒸気又は微粉を有效地に除去する換気装置を設けること。

● 廉及びかまどの位置及び構造の基準は次のとおりとする
1. 建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品
から火災予防上、安全な距離を保つこと。
2. 多衆調理用又は作業用その他大規模な炉又はかまど
の類を設ける場合は次の基準によること。
イ、上方の可燃物から一、五m以上はなすこと。
ロ、たき口の前面は一、二m以上の空所を保つこと。
ハ、側方の可燃性部分は、床面からかまどの上部三十cm
以上の部分まで耐火構造又は防火構造とし、かつ二
十五cm以上はなすこと。たゞし耐火構造の場合はこ
の限りでない。
3. 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に
設けること。
4. 可燃物性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するお
それのない位置に設けること。
5. 屋内に設ける場合にあつては、土間又は金属以外の
不燃材料（コンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミ
ニウム、モルタル、しつくい、その他これらに類する不燃
性の材料をいう。以下同じ）で造った床上に設けること。
たゞし不燃材料で造った台上に設ける場合はこの限りでな
い。
6. 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃
材料で造ること。
7. しよう撃、振動により容易に亀裂又は破損を生じな
い構造とすること。
8. 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

口、灰捨場は不燃材料で造り、建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上、安全な距離を保つこと。たゞし十分な広さを有する空地等に灰捨場を設ける場合で、燃えがら等の飛散しないよう火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。

ハ、多量の燃料を使用する場合の燃料置場は、火源と火災予防上安全な距離を保つこと。

12 軽油、重油、その他の液体燃料を使用する炉、又はかまどのうち屋内に設けるものにあつては、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の炉又はかまどに面する壁面(開口部がある場合は戸)及び天井の仕上げを不燃材料又は準不燃材料(木毛セメント板、石こう板、その他の建築材料で不燃材料に準ずる防火性能を有するものとし建設大臣が指定するものをいう。以下同じ)でした室内に設けるとともに、その附属設備については次によること。たゞし、炉又はかまどの構造等により、火災予防上支障がない場合はこの限りでない。

イ、燃料槽は、使用中燃料がもれ、あふれ又は飛散しない構造とすること。

ロ、燃料槽は、たき口との間に二㍍以上の水平距離を保つか、又は防火上有効なしやへいを設けること。

タゞし油温がいちじるしく上昇するおそれのない燃料槽にあつてはこの限りでない。

ハ、燃料槽は厚さ一・二㌢以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で造ること。

ニ、燃料槽を屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること。

- 炉及びかまどの管理の基準は次のとおりとする
- 1. 炉及びかまどの周囲は常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2. 炉又はかまど及びその附属設備は、必要な点検を行ない。火災予防上有効に保持すること。
- 3. 電気を熱源とする炉はかまどにあつては、前号の点検を熟練者に行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ保存すること。
- 4. 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- 5. 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉又はかまどにあつては、使用中監視人を置くこと。たゞし異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
- 6. 燃料槽又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくはしよう撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- ポイラーの位置及び構造の基準は次のとおりとする
- 1. 屋内に設けるポイラーにあつては床を耐火構造とし壁及び天井又はこれに相当する部分の室内に面する部分を建築基準法施行令に該当する構造又はこれと同等以上の防火性能を有する構造とした室内に証けること。
- 2. 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及び、これらに接触する部分をいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
- 3. 引火性の熱媒を使用するポイラーにあつては、その

こ う は う か り ぶ と

4. 火花を生ずる設備のある室内において、常に整理及び清掃に努めるとともに、火氣を使用しないこと。

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

● こんろ及び移動式のストーブの取扱いの基準は次のとおりとする。

1. 材料の性質等に応じ、可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。
2. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブは、可燃物から上方は一・五m以上側方は五十cm以上はなすことをたゞし、周囲が不燃材料でおおわれている場合は、側方の距離を十五cmまで減ずることができる。
3. 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
4. 不燃性の床又は台上で使用すること。たゞし、防火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブについては、防この限りでない。
5. 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
6. 本来の使用目的以外に使用しないこと。
7. 本來の燃料以外の燃料を使用しないこと。
8. こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
9. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブについては、使用中燃料を補給しないこと。また漏れ、あふれた燃料を受けるための皿を設けること。
10. 燃料容器は、燃料の性質等に応じ遮光し、又は転倒若しくは、しよう撃を防止するために必要な措置を講ずること。

● 火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブについての規定を準用する。

2. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブは、可燃物から上方は一・五m以上側方は五十cm以上はなすことをたゞし、周囲が不燃材料でおおわれている場合は、側方の距離を十五cmまで減ずることができる。

3. 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

4. 不燃性の床又は台上で使用すること。たゞし、防火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブについては、防この限りでない。

5. 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

6. 本来の使用目的以外に使用しないこと。

7. 本來の燃料以外の燃料を使用しないこと。

8. こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

9. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブについては、使用中燃料を補給しないこと。また漏れ、あふれた燃料を受けるための皿を設けること。

10. 燃料容器は、燃料の性質等に応じ遮光し、又は転倒若しくは、しよう撃を防止するために必要な措置を講ずること。

● 火上安全な構造のこんろ又は移動式のストーブについての規定を準用する。

2. 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブは、可燃物から上方は一・五m以上側方は五十cm以上はなすことをたゞし、周囲が不燃材料でおおわれている場合は、側方の距離を十五cmまで減ずることができる。

3. 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

4. 不燃性の床又は台上で使用すること。たゞし、防

この限りでない。前項に規定するもののほか、置いたつてはならない。前項に規定するもののほか、置いたつてはならない。

5及び8の規定を準用する。

● 火消つぼの取扱いの基準については、こんろ及び移動式ストーブの1、3及び5の規定を準用する。

● アイロン及びこてについて

アイロン又はこては、使用中において可燃物の上に放置してはならない。

前項に規定するもののほか、アイロン及びこての取扱いの基準については、こんろ及び移動式ストーブの規定を準用する。

● 火の使用に関する制限等

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の舞台、客席、その他火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所で町長が指定する場所においては、喫煙し、又は裸火を使用してはならない。ただし上演のため特に必要な場合において、町長が火災予防上支障がないと認めたときはこの限りでない。

2. 前項の町長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識を二箇以上設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3. 町長が指定する場所を有する劇場等には階ごとに喫煙所を設けてその旨を表示し、適当な数の吸いがら容器を置かなければならない。

4. 前項の喫煙所は、客席及びろう下の必要幅員（客席床面積の合計が二百m²以下のときは一・四m）「木造の劇場等の場合は一・六m」にそのこえる床面積十m²（その端数は十m²とみなす）ごとに一cmを加算した幅員をいう）以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。

5. 町長の指定する場所の関係者は、禁止場所で喫煙しているものがあるときは、これを制止しなければならない。

● 固体燃料について

固体燃料を使用する火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間をおくか、又は砂等を入れて使用しなければならない。

前項に規定するもののほか、火鉢の取扱いの基準については、こんろ及び移動式のストーブの一、三、五及び七の規定を準用する。

● 置こたつについて

固体燃料を使用する置こたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用しなければならない。ただし、防火上安全な構造の置こたつについては

で可燃性のものには防火処理を施さなければならない。

引火性又はばく発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

● がん具用煙火について

がん具用煙火は、火災予防上、支障のある場所で消費していない。がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施したおおいをするとともに、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

● 化学実験等について

化学実験等において引火性の蒸気を発生する物品を加熱する場合においては次に定めるところによらなければならぬ。

1. 火粉が飛散し又は炎が伸長するおそれのある燃料を使用するときは引火防止のため有効な措置を講ずること。

2. 温度の過昇により加熱される物品があふれないよう特に熱源を調整すること。

前項に規定するもののほか火災予防上有効な措置を講ずること。

● ガス又は電気による溶接作業等について

引火性又は、ばく発性の物品その他の可燃物の近くにおいて、ガス若しくは電気による溶接作業、グラウンド等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業又はびょう打作業をしてはならない。

火災に関する警報の発令中における火の使用的制限

● 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の定めるところによらなければならない。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。

2. 煙火を消費しないこと。

3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

4. 屋外においては、引火性、又は、ばく発性の物品、その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

5. 残火（タバコの吸がらを含む）取灰又は火粉を始末すること。

6. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

〔次回は第四章です〕